# 契約仕様書

教 育 委 員 会 総 務 部 教 職 員 人 事 課 (担当:中田・宮島 222-3779)

 件
 名
 令和6年度出退勤管理システム用パソコン(京都市立元町小学校他 計 257 拠点及び学校事務支援室)の納入

 契約期間
 契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

契約条件

- 1 支払方法
  - 一括払いとする。
- 2 納入機器及び納品場所
  - (1)納入機器

【別紙1】機器仕様書のとおり。

(2)納品場所

京都市立元町小学校他計 257 拠点及び学校事務支援室(【別紙 2】納品場所一覧参照)

3 保守

含む。(【別紙1】機器仕様書の(4)メーカー保証記載のとおり)

保守対応は光京都ネットサポートデスクが実施するため、適宜メーカー保証書等取りまとめ提出すること。(保証書が無い商品を除く。)設置後1箇月以内の初期不良等については受注者が速やかに機器の交換又は修理を行うこと。やむを得ない事情により、交換又は修理に1週間以上かかる場合は、事前に京都市と協議し、許可を得ること。

# 4 納品条件

(1)機種選定

ア 各納品物(品目別)は、全台同一機種で納品すること。

- イ 全ての機器及びソフトウェアは、納品前に納品物のカタログ等を提出し、 京都市の承認を得たものに限る。
- (2) 設置、設定、展開作業等

本件の履行に当たっては、次の役割分担で納入機器を利用できる状態にしたうえで納品場所に設置すること。

項目		受注者	運用管理業者
1	納入機器の調達	0	
2	機器設置・配送スケジュールの作成	0	
3	マスター機、パソコンクローニング作業用メ		
	ディア及び各種設定手順書の作成		O
4	パソコンのクローニング他セットアップ作業	0	
5	納品場所への配送・設置(動作確認を含む。)	0	
6	旧機器の回収	0	
7	納品後の保守管理		0

※運用管理業者…光京都ネットを運用管理する光京都ネットサポートデスクを指す。

設置等に関する作業の詳細については、以下のとおりとする。

#### ア 落札後

- (ア) 速やかに会議を開催し、納品予定機器の一覧、全体スケジュール及び緊急 連絡先を含めた作業連絡体制図を提出し、説明すること。
- (4) 速やかにパソコン (付属機器含む。) 2 台を先行して納品すること。当該 先行納品物はマスター機作成のため使用し、また、マスター機作成には約 3 週間を要するので、本契約全体のスケジュールを考慮したうえで納品すること。

## イ 設置前に必要な作業

以下の作業は、全ての納入機器に対して行うこと。

- (ア) 今回導入するパソコンのマスター機作成は運用管理業者が行う。受注者は、京都市が提供するパソコンクローニング作業用メディア及び手順書により、パソコンのクローニング、マスター機に含められない京都市指定ソフトウェアのインストール等のキッティング及び現地セットアップ作業を行うこと。
- (4) 京都市が指定する管理番号並びに機器名、市章、契約業者名、設定業者名、保守業者名及び保守コードを記載したラベルを、納入機器のノートパソコン本体、ACアダプタ、プリンタ及びスキャナに貼付し、その上に透明の保護シールを貼付すること。また、外付け機器が導入された場合は外付けDVDマルチドライブ及び外付けテンキーにも前述したラベル等を貼付すること。管理番号及びラベルサンプルについては落札後に京都市から通知するが、ラベルの調達及び印刷は受注者が行うこと。
- (ウ) OS については KMS ライセンス認証を利用すること。OS(Windows 11 Pro) 及び KMS サーバは京都市で用意する。
- (エ) パソコンには京都市の指示するとおりのコンピュータ名を設定すること。
- (オ) 各設置場所へ納品する前日までに、京都市が機器管理上必要とする情報 (納品日、納品先、所属名、機種名、管理番号(上記(エ)コンピュータ名と同 じ)、シリアル番号及びMAC アドレスをCSV テキスト形式のデータで提出す ること。
- (カ) 事前に京都市と連絡調整のうえ納品日程を作成すること。確認にかかる費用については全て受注者の負担とする。

# ウ 設置・回収等

- (ア) 機器の設置に当たっては、既存機器を LAN ケーブルから取り外したうえで 新機器を設置し、ユーザが即時使える状態にして引渡しを行うこと。 LAN 配 線については、既存機器に接続しているものを新機器で利用すること。 ただ し、「学校事務支援室」への納品分については、新機器に対して必要な設定作 業を実施し、改めて箱に入れ、箱にパソコンの管理番号を記載したうえで納 品すること。
- (4) 設定作業として、京都市が提供する手順書に基づき、パソコンのドメイン 参加作業、光京都ネットへの接続確認等を行うこと。

なお、運用管理業者とのやり取りが発生する場合は、運用管理業者の運用 時間である京都市開庁日午前8時30分~午後5時30分に行うこと。

- (ウ) パソコン等設定手順書及び注意事項を京都市が受注者に提供するので、それぞれ必要数をコピー(モノクロ可)し、納品時に納入機器1台につき1部ずつ配布すること。
- (エ) 京都市が既に契約している、統合管理システム(SKY 株式会社製 SKYSEA Client View )、ウイルス対策ソフト(トレンドマイクロ株式会社製 Trend Micro Apex One)、顔認証システム(日本電気株式社製 Neo Face Monitor)及び暗号化ソフト(株式会社日立ソリューションズ社製 秘文)のインストール及び設定作業を行うこと。これらのソフトのインストール及び設定でマスター機イメージへのインストールができないものについては、設置時に個別インストールを行うこととなる。
- (オ) 今回の調達により不要となる以下の既存機器 (AC アダプタ、電源コード等を含む。) については納品場所から回収すること。回収台数は【別紙 2】納品場所一覧の「回収」欄のとおりとする。
- (カ) 回収した端末は、任意の箱に入れた状態で京都市の指定する場所(京都市内の一箇所)に集めること。
- (キ) 既存機器回収の際に、メディア等が入っていないか必ず確認すること。万が一、メディア等が入ったまま回収した場合、既存機器で使用していたマウス等を誤って回収した場合等は、各納品場所の担当者に連絡し、責任をもって返却すること。
- (ク) 設定作業終了後、全てのパソコンに初期不良がないことを確認すること。 確認後、各納品場所において納品確認一覧表に受領印を受け、全ての納品場 所への設置完了後に京都市に提出すること。
- (ケ) 上記(ケ)の確認をしたにもかかわらず、使用開始後に不良品であることが発覚した場合は、速やかに機器の交換又は修理を行うこと。やむを得ない事情により、交換又は修理までに1週間以上掛かる場合は、事前に京都市と協議し、許可を得ること。
- (ケ) 搬入に伴う梱包材、不要な箱等の廃棄物の処分は受注者で適切に実施し、 機器を設置する執務室内にゴミを残さないようにすること。
- (コ) 設置作業完了後は、速やかに作業実施報告書を Microsoft Excel 形式の データにてメールで提出すること。報告書には納品日時、納品場所、納品パソコン及びプリンタの管理番号、既存機器 (回収パソコン及び取り外したプリンタ) の管理番号等を記載することとし、マニュアルどおりの設定ができなかった場合等、軽微な事象に関しても記載すること。
- (サ) 下記の作業を行うこと。作業の一部は京都市教育委員会の既存事務系ネットワークに接続して行う必要がある。これに必要な環境は受注者が用意すること。このとき、接続に必要なネットワーク機器は京都市から無償で貸与するが、ネットワークへの接続及び設定に伴って発生する費用は全て受注者の負担とする。また、受注者が環境を用意できない場合は、納品場所でその作

業を行うことも可とする。

#### 【作業内容】

- a 統合管理システムのインストール作業を実施すること。
- b 暗号化ソフトのインストール作業を実施すること。
- c ホスト名を変更し京都市の指定するドメインに参加すること。
- d ウイルス対策ソフトをインストールし、ウイルス対策ソフトウェアの定義 ファイルの更新が正しく行われることを確認すること。
- e その他京都市が提供する手順書に記載された設定作業を実施すること。全ての必要な設定作業を実施するのに要する時間は、1台当たり 20~30分程度見込むこと。
- f 京都市から提供する学校毎のドメインユーザでログインできることを確認すること。
- g 暗証番号(PIN)でログインできるよう、PINの初期設定をすること。

## エ 設置完了後

- (ア) 全てのソフトウェアについて、附属 DVD-ROM 及びライセンス証書を京都市が指示する数量提出すること。
- (4) 京都市が機器管理上必要とする情報(納品日、納品場所、所属名、機種名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス及び入替えを行った既存機器の管理番号) について、その最終版を CSV テキスト形式のデータで提出すること。

#### オ その他

- (ア) ソフトウェアは機器仕様明細書に記載の使用権を保証すること。また、使用権登録を京都市の指示のもとに登録し、証明書を納品すること。
- (イ) 納品後、パソコン、周辺機器、マニュアル等の納品物について、電子データでその明細を提出すること。
- (ウ) 設置、輸送(パソコンの回収を含む。)、動作確認に掛かる費用については、 全て受注者が負担すること。
- (エ) パソコンについて、補修用性能部品(本製品の機能を維持するために必要な部品)を本体の納品後5年間供給できること。
- (オ) 今回の契約履行のために受注者にて作成し京都市に提出した成果物の著作権については、京都市に帰属する。そのため、当該成果物の加筆、修正等の二次加工、第三者への資料提供等について、異を唱えないこと。
- (カ) 仕様書において詳細に明記することができないような内容並びに設定及び設置作業において発生した疑問点については、必ず京都市と協議を行い、その決定をもって展開作業を進めること。協議を図らずに展開作業を進めたことによって生じた手直し作業については、受注者の費用負担及び責任において必ず速やかに行うこと。

#### (3) 納期

令和7年3月31日までに、各納品場所において、全ての機器が光京都ネットで利用できるように設定したうえで、納品すること。

# 5 再委託

受注者は、再委託を行うときには事前に書面により京都市に申請し、その承認を得ること。

# 6 その他

本仕様書によるほか、添付の「電子計算機による事務処理等(機器保守)の委 託契約に係る共通仕様書」に従い本業務を遂行すること。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

# 電子計算機による事務処理等(機器保守) の委託契約に係る共通仕様書

#### (総則)

- 第1条 この電子計算機による事務処理等(機器保守)の委託契約に係る共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、電子計算機による事務処理等(機器保守)の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別 仕様書に定める内容が優先する。

#### (履行計画)

- **第2条** 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、 当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。)は、委託業務の履行に着手する 前に、履行日程及び履行方法について京都市(以下「甲」という。)に届け出て、その承 諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

#### (秘密の保持)

**第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者 に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

# (目的外使用の禁止)

- **第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
  - (1) 個別仕様書において保守対象として定めるもの(以下「保守対象機器」という。)
  - (2) 甲が乙に支給する物品(以下「支給品」という。)及び貸与する物品(以下「貸与品」という。)
  - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報(保守対象機器に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。)

# (複写、複製及び第三者提供の禁止)

**第5条** 乙は、保守対象機器、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りで

## (作業責任者等の届出)

- **第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ 甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければ ならない。
- **4** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

# (教育の実施)

- **第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- **3** 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制 を整備しなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- **第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- **2** 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負 うものとする。

#### (再委託の禁止)

- **第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して 書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- **4** 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督 するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求め に応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

# (データ等の適正な管理)

- 第 10 条 乙は、保守対象機器及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、 内部における責任体制を整備し、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの 漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努め なければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所(以下「電子計算機室等」という。)を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。 これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に 甲の許可を受けなければならない。
- 4 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
  - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
  - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
  - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- **6** 乙は、甲から保守対象機器及び委託業務において利用するデータの引渡しを受けたと きは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 7 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人 情報管理責任者を置かなければならない。
- 8 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 9 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の 承諾を得た場合は、この限りでない。
- 10 乙は、保守対象機器及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、 甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被

害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。保守対象機器のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。

- 12 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。保守対象機器のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 13 乙は委託業務を履行するために保守対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、 交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な 状態にしなければならない。

# (データ等の廃棄)

- **第11条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- **2** 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
  - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
  - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

#### (監督)

- **第 12 条** 乙は、保守対象機器及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、 甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### (事故の発生の通知)

- 第13条 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、 遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、 紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、 被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応 計画を定めなければならない。

3 甲は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、 紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公 表することができる。

# (支給品及び貸与品)

- 第14条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める ところによる。
- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

# (検査の立会い及び引渡し)

- **第15条** 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、 乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第4条第1項の検査に当たり、必要があると認めるときは、保守対象機器を稼動させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、 この負担とする。
- 3 乙は、契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは、直ちに、作業報告書を提出するものとし、作業報告書の提出をもって委託業務の一工程の履行が完了したものとする。
- 4 甲は、保守対象機器に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの 運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、前項に定める作業報 告書とは別に当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める 期間内に誠実に対応しなければならない。

#### (契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- **2** 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- **3** 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求める ことはできない。

#### (損害賠償)

**第17条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

# (契約不適合責任)

- 第18条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき(その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、乙に対してその不適合(以下本条において「契約不適合」という。)の修正等の履行の追完(以下本条において「追完」という。)を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- 2 甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第3項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第3項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

#### (作業実施場所における機器)

- **第19条** 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク(以下「機器等」という。)については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。
- **2** 乙は、委託業務の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする 必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要 となった場合は速やかに消去しなければならない。

#### 機器仕様明細書

納品場所ごとの導入台数は、【別紙2】出退勤管理システム用パソコンの設置及び回収一覧を参照すること。

1 出退勤管理システム用パソコン (310台)

1 山区動作性システム用バテュン (310日) 仕様等				
(1)CPU	インテルCore i5-1335U相当以上			
(2)主記憶装置(メモリ)	16GB以上			
(3)フラッシュメモリテ゛ィスクト゛ライフ゛	256GB以上 SSD			
(4)ネットワーク	以下に対応した有線と無線の両機能を有すること。 ・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T内蔵型(Remote Power On又はWake On LANに対応) ・無線LAN IEEE 802.11a/b/g/n/ac内蔵型			
(5)音源機能	High Definition Audioに対応,ステレオスピーカー内蔵			
(6)入力装置	・アレイマイク、ステレオマイク又はモノラルデジタルマイク内蔵 ・WEBカメラ:HD対応92万画素以上			
(7)内蔵ディスプレイ	・15型以上のワイド型TFTカラー液晶画面 ・解像度1,366×768ドット(1,677万色)以上			
(8)ポインティングデバイス	スライドパッドを標準装備(外付け不可)			
(9)インターフェース	・USB2.0以上×2以上。うち、1ポートは変換アダプタを使用することなく Type-Aで利用できること。その他のポートにType-Cを含む場合はType-Aとの 変換アダプタを添付すること。 (Type-Aが2ポート挿せれば可とする。) ・外部ディスプレイコネクタ (HDMI出力端子) ×1以上 ・ヘッドフォン/ヘッドフォンマイク ジャック×1以上			
(10)OS	Windows 11 Professional 64bit (日本語版) ライセンスは京都市から提供する。			
(11)キーボード	日本語キーボード (JIS配列又はOADG準拠キーボード)			
(12)マウス	レーザー式又はブルーLED USBマウス(2ボタン以上+スクロールホイール付)			
(13)その他	・セキュリティチップ(TPM: Trusted Platform Module)又はインテル PTT を搭載していること。 ・バッテリ及びLANを同時搭載できること。 ・セキュリティ維持のため,メモリーカードスロットは内蔵していないこと。メモリーカードスロットを内蔵している場合は,目隠し等により物理的に使用できないようにすること。目隠しは,容易に取り外しができない機構を有すること。BIOS又はソフトで使用不可対応を行うことも可とする。 ・DVDドライブを内蔵していないこと			
(14)メーカー保証	パソコン本体は5年間のメーカーセンドバック保守を付加すること。 (5年間の引取修理サービス及び修理に必要な部品の無償保証期間を有する こと。) マウスはメーカ保証のみで可とする。			

## 2 リカバリーソフト

下記のリカバリーソフトの1年間ライセンスを用意すること。(310ライセンス)

- (1) マスターPCのディスク内容を同じ構成で作成することができるデプロイ機能を有すること。
- (2) Windows 10及びWindows11に対応すること
- (3) 32ビットUEFI及び64ビットUEFIに対応すること。
- (4) 異なるハードウェア (PC) に対してイメージを展開可能なこと。
- (5) PC名, IPアドレス等も複数のPCに一括設定が可能なこと。
- (6) ネットワーク (PXE) ブートで起動ディスクが不要なこと。

出退勤管理システム用パソコンの設置及び回収一覧

(単位:台数) 設置 回収 所在地 元町小学校 北区小山西元町14 2 上賀茂小学校 北区上賀茂烏帽子ケ垣内町1 1 1 3 柊野小学校 北区上賀茂女夫岩町21 1 1 大宮小学校 北区大宮中ノ社町37 1 1 5 待鳳小学校 北区紫竹西北町1-3 1 1 6 鳳徳小学校 北区紫野上鳥田町30 1 1 紫竹小学校 北区紫竹下園生町26 1 1 8 鷹峯小学校 北区鷹峯北鷹峯町12 1 1 9 紫明小学校 北区小山東大野町55 1 1 10 紫野小学校 |北区紫野下築山町21 1 1 11 |柏野小学校 |北区紫野郷ノ上町36 1 12 衣笠小学校 北区平野宮本町19-6 1 金閣小学校 北区平野上柳町61-1 13 1 14 大将軍小学校 北区大将軍南一条町48-2 1 1 15 室町小学校 上京区室町通上立売上る室町頭町261 1 1 京極小学校 上京区寺町通石薬師下る西側染殿町658 16 1 17 新町小学校 上京区中立売通室町西入三丁町457 1 1 18 西陣中央小学校 上京区大宮通今出川上る観世町135-1 1 19 乾隆小学校 上京区寺之内通千本東入1丁目下る姥ケ寺之前町919-3 1 20 翔鸞小学校 上京区御前通今出川上る鳥居前町671 1 1 仁和小学校 上京区御前通一条下る東竪町132-1 21 1 1 22 正親小学校 上京区浄福寺通中立売下る菱丸町173 1 1 二条城北小学校 上京区浄福寺通下立売下る中務町487 23 1 1 24 御所東小学校 上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290-2 1 御所南小学校 25 中京区柳馬場通夷川上る五町目242 1 2 26 高倉小学校 中京区高倉通六角下る和久屋町343 1 1 27 洛中小学校 中京区壬生坊城町57-1 1 1 朱雀第一小学校 朱雀第二小学校 28 中京区壬生朱雀町8-2 1 1 29 中京区西ノ京左馬寮町3-1 1 1 30 朱雀第三小学校 中京区壬生松原町81 1 中京区西ノ京笠殿町164 31 朱雀第四小学校 1 1 32 **|**朱雀第六小学校 中京区西ノ京車坂町15-5 1 朱雀第七小学校 中京区壬生東土居ノ内町20 33 1 中京区西ノ京中御門西町25 34 朱雀第八小学校 1 洛央小学校 35 下京区仏光寺通東洞院東入仏光寺西町345-1 2 36 下京渉成小学校 下京区皆山町438-1 1 1 37 |下京雅小学校 下京区醒ケ井通松原下る篠屋町59 1 1 梅小路小学校 38 下京区観喜寺町3 1 39 光徳小学校 下京区中堂寺坊城町26-1 1 1 40 七条小学校 下京区西七条石井町61 1 1 41 西大路小学校 下京区七条御所ノ内西町71-1 1 1 七条第三小学校 42 下京区西七条西石ケ坪町5 1 1 43 九条弘道小学校 南区西九条春日町13 1 2 九条塔南小学校 南区西九条御幸田町109 44 1 1 45 南大内小学校 南区八条内田町20-2 1 1 46 1 1 唐橋小学校 南区唐橋西寺町65 47 吉祥院小学校 南区吉祥院船戸町34 1 1 48 祥栄小学校 南区吉祥院蒔絵町14 1 1 49 |祥豊小学校 南区吉祥院三ノ宮町23 1 1 50 上鳥羽小学校 南区上鳥羽城ケ前町236 1 1 大藪小学校 南区久世大藪町62 51 1 南区久世上久世町454 52 久世西小学校 1 53 明徳小学校 左京区岩倉忠在地町221 1 1 岩倉南小学校 54 左京区岩倉北四ノ坪町33 55 岩倉北小学校 左京区岩倉忠在地町5 1 1 八瀬小学校 左京区八瀬秋元町324-1 1 1 56 57 市原野小学校 左京区静市野中町105

出退勤管理システム用パソコンの設置及び回収一覧

(単位:台数) 設置 所在地 回収 58 鞍馬小学校 左京区鞍馬本町632 錦林小学校 59 左京区岡崎入江町1-1 1 1 60 第三錦林小学校 左京区鹿ケ谷宮ノ前町6 1 1 第四錦林小学校 左京区吉田上阿達町15-2 1 1 61 62 北白川小学校 左京区北白川別当町70 1 1 63 |養正小学校 左京区田中飛鳥井町1 1 1 64 養徳小学校 左京区田中上大久保町24 1 65 下鴨小学校 左京区下鴨宮崎町4-2 1 66 葵小学校 左京区下鴨東梅ノ木町8 1 1 修学院小学校 左京区修学院沖殿町1 67 1 68 |上高野小学校 |左京区上高野松田町8 1 修学院第二小学校 左京区一乗寺里ノ西町35 1 松ケ崎小学校 左京区松ケ崎堀町40 1 71 山階小学校 山科区西野大手先町21 1 72 西野小学校 山科区西野櫃川町34 1 1 73 山階南小学校 山科区東野八代10 74 安朱小学校 山科区安朱山川町17 1 鏡山小学校 75 山科区御陵血洗町18 76 陵ケ岡小学校 山科区御陵岡町45 音羽小学校 1 77 山科区音羽森廻リ町32 1 78 | 音羽川小学校 山科区音羽西林36 1 1 79 大塚小学校 山科区大塚野溝町59 1 1 勧修小学校 80 山科区勧修寺東栗栖野町42 1 81 小野小学校 山科区小野蚊ケ瀬町2 1 1 百々小学校 82 山科区西野山百々町173-1 1 1 83 大宅小学校 山科区大宅五反畑町69-2 1 1 84 嵯峨小学校 右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1 1 1 広沢小学校 85 右京区嵯峨広沢西裏町25 1 1 86 嵐山小学校 右京区嵯峨柳田町35-1 1 1 常磐野小学校 87 右京区太秦京ノ道町20-5 1 88 嵯峨野小学校 右京区嵯峨野千代ノ道町53 1 89 御室小学校 右京区御室竪町19 1 90 宇多野小学校 右京区宇多野上ノ谷8 1 91 花園小学校 右京区花園車道町1 1 92 高雄小学校 右京区梅ケ畑奥殿町15 1 太秦小学校 右京区太秦奥殿町1-1 93 1 1 94 南太秦小学校 右京区太秦前ノ田町22 1 1 95 安井小学校 右京区太秦安井柳通町15 1 96 西院小学校 右京区西院春日町3-1 1 1 97 山ノ内小学校 右京区山ノ内山ノ下町22 1 98 梅津小学校 右京区梅津中村町38 1 1 右京区梅津開キ町16 99 梅津北小学校 1 100 西京極小学校 右京区西京極芝ノ下町31 1 1 101 西京極西小学校 右京区西京極藪開町4-1 1 1 102 葛野小学校 右京区西京極葛野町2 1 1 103 川岡小学校 1 1 西京区川島滑樋町14 104 川岡東小学校 西京区下津林東大般若町44 1 1 105 樫原小学校 西京区樫原三宅町24 1 1 106 松尾小学校 西京区松尾井戸町32 107 嵐山東小学校 西京区嵐山東海道町46 1 2 108 松陽小学校 西京区御陵北山下町15 1 西京区桂巽町75-5 109 桂小学校 1 110 | 桂徳小学校 西京区桂徳大寺南町2 1 1 111 桂川小学校 西京区桂上野西町274 1 112 | 桂東小学校 西京区桂市ノ前町31 1 1 113 大枝小学校 西京区大枝塚原町4-44 1 1 114 桂坂小学校 西京区御陵大枝山町二丁目1-52

出退勤管理システム用パソコンの設置及び回収一覧

(単位:台数) 設置 所在地 回収 115 新林小学校 西京区大枝西新林町四丁目4 2 116 境谷小学校 西京区大原野西境谷町三丁目5 1 1 117 竹の里小学校 西京区大原野東竹の里町四丁目1 1 1 118 上里小学校 西京区大原野上里南ノ町300 1 1 119 大原野小学校 西京区大原野灰方町439 1 1 120 深草小学校 伏見区深草西伊達町82-3 1 1 121 稲荷小学校 伏見区深草開土町12-1 1 122 藤ノ森小学校 伏見区深草石橋町11-2 1 2 123 藤城小学校 伏見区深草大亀谷五郎太町37 1 1 124 |砂川小学校 |伏見区深草ケナサ町25-5 1 1 125 |竹田小学校 |伏見区竹田桶ノ井町8-2 1 126 桃山小学校 伏見区桃山町本多上野107 1 127 桃山東小学校 伏見区桃山町伊庭12 1 128 桃山南小学校 伏見区桃山町大島38-109 1 1 129 醍醐小学校 伏見区醍醐東大路町31-1 1 1 130 小栗栖宮山小学校 伏見区小栗栖宮山1-1 1 131 池田小学校 伏見区醍醐鍵尾町17 1 132 池田東小学校 伏見区醍醐多近田町2-2 133 春日野小学校 伏見区日野田中町31 134 日野小学校 伏見区日野谷寺町78 1 1 135 |石田小学校 |伏見区石田森西24 1 1 136 |醍醐西小学校 伏見区醍醐川久保町1 1 1 137 北醍醐小学校 伏見区醍醐片山町11 1 1 138 伏見板橋小学校 伏見区下板橋町610 1 1 139 伏見南浜小学校 伏見区丹後町142 1 1 140 伏見住吉小学校 伏見区住吉町455 1 1 141 下鳥羽小学校 伏見区下鳥羽長田町203 1 伏見区横大路草津町54-1 142 横大路小学校 1 143 納所小学校 伏見区納所妙徳寺1 1 1 144 向島小学校 伏見区向島善阿弥町2-3 1 伏見区向島藤ノ木町82-5 145 向島藤の木小学校 1 146 神川小学校 |伏見区久我東町60-2 1 147 久我の杜小学校 伏見区久我東町209 1 148 羽束師小学校 伏見区羽束師菱川町640 1 149 明親小学校 伏見区淀池上町106 1 150 美豆小学校 伏見区淀美豆町1244 1 1 151 加茂川中学校 |北区紫竹上長目町5 1 152 西賀茂中学校 北区西賀茂円峰2-26 153 旭丘中学校 北区紫野東蓮台野町1 1 1 154 衣笠中学校 北区衣笠衣笠山町2 1 155 烏丸中学校 上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町647-23 1 1 156 上京中学校 上京区一条通室町西入東日野殿町395·396 1 157 嘉楽中学校 上京区今出川通千本東入般舟院前町148 1 1 上京区竹屋町通千本東入主税町911 二条中学校 158 1 1 159 北野中学校 中京区西ノ京中保町1-4 1 1 160 朱雀中学校 中京区壬生中川町20-1 1 1 4 161 京都御池中学校 中京区柳馬場通御池上る虎石町45-3 4 162 中京中学校 中京区西ノ京北聖町51 1 163 松原中学校 中京区壬生相合町1 1 1 164 西ノ京中学校 中京区西ノ京永本町7-1 1 1 165 西京高等学校附属中学校 0 中京区西ノ京東中合町1 166 洛風中学校 中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706-3 2 167 下京中学校 下京区楊梅通新町東入蛭子町120-1 1 1 168 七条中学校 下京区西七条御領町32 1 169 洛友中学校 下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2 1 1 170 八条中学校 南区唐橋門脇町35 1 1 171 九条中学校 南区西九条南小路町1

出退勤管理システム用パソコンの設置及び回収一覧

設置 所在地 回収 172 洛南中学校 南区吉祥院落合町31 173 久世中学校 南区久世殿城町481-1 1 1 174 岡崎中学校 左京区岡崎東天王町1 1 1 175 高野中学校 左京区田中上古川町25 1 1 176 下鴨中学校 左京区下鴨泉川町40-1 1 1 177 近衛中学校 左京区吉田近衛町26-53 1 1 178 修学院中学校 左京区一乗寺御祭田町2 1 179 洛北中学校 左京区岩倉忠在地町823 2 180 山科中学校 山科区東野八反畑町50-1 1 1 181 勧修中学校 山科区勧修寺平田町92 1 1 182 |大宅中学校 山科区大宅山田113 1 183 安祥寺中学校 山科区西野今屋敷町9-6 1 184 音羽中学校 山科区大塚野溝町86 1 185 花山中学校 山科区北花山横田町27-1 1 1 186 蜂ケ岡中学校 右京区嵯峨野開町1-1 1 1 187 太秦中学校 右京区太秦多藪町14-144 右京区嵯峨新宮町63-2 2 188 嵯峨中学校 189 四条中学校 右京区西院日照町1 190 西京極中学校 右京区西京極宮ノ東町1 191 梅津中学校 1 右京区梅津北川町34 1 右京区西院矢掛町5 192 |西院中学校 1 1 193 |双ケ丘中学校 右京区花園岡ノ本町5-1 1 1 194 | 桂中学校 西京区上桂森上町26 1 1 195 松尾中学校 西京区松室中溝町101 1 1 196 桂川中学校 西京区下津林東大般若町43 1 1 197 | 樫原中学校 西京区樫原蛸田町11 1 1 西京区御陵大枝山町二丁目1-91 198 大枝中学校 1 1 西京区大原野西境谷町二丁目8 199 洛西中学校 1 1 200 西陵中学校 西京区大枝南福西町一丁目3 1 1 201 大原野中学校 西京区大原野上里南ノ町18 1 202 深草中学校 伏見区深草西伊達町1-4 1 203 |藤森中学校 |伏見区深草池ノ内町55 2 204 | 桃山中学校 伏見区桃山水野左近東町19 1 205 | 伏見中学校 伏見区御駕籠町97 1 206 神川中学校 伏見区羽束師菱川町741 2 207 醍醐中学校 伏見区醍醐岸ノ上町21 1 1 208 春日丘中学校 |伏見区日野谷寺町50 1 1 209 小栗栖中学校 伏見区石田川向43 1 210 栗陵中学校 伏見区醍醐池田町17-1 1 1 211 桃陵中学校 伏見区桃陵町1-1 1 212 向島東中学校 伏見区向島吹田河原町138 1 1 213 洛水中学校 伏見区横大路竜ケ池31 1 214 大淀中学校 伏見区淀下津町257-7 1 1 南区東九条下殿田町56 2 2 215 凌風小中学校 216 大原小中学校 左京区大原来迎院町22 1 1 217 花背小中学校 1 左京区花脊大布施町797 1 218 開睛小中学校 東山区六波羅裏門通東入多門町155 2 2 219 東山泉小中学校(西学舎) 東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527 1 220 東山泉小中学校(東学舎) 東山区泉涌寺山内町5 1 1 221 京都京北小中学校 右京区京北周山町中山51 1 1 222 宕陰小中学校 右京区嵯峨越畑南ノ町32-2 1 223 向島秀蓮小中学校 |伏見区向島二ノ丸町151-28 2 224 北総合支援学校 上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町650-1 5 5 225 北総合支援学校中央分校 京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602-1 1 226 白河総合支援学校 左京区岡崎東福ノ川町9-2 1 1 227 東山総合支援学校 東山区東大路渋谷下る妙法院前側町441 1 228 東総合支援学校 3 山科区大塚高岩3

(単位:台数)

出退勤管理システム用パソコンの設置及び回収一覧

(単位:台数) 設置 回収 所在地 229 鳴滝総合支援学校 右京区音戸山山ノ茶屋町9-2 230 西総合支援学校 西京区大枝北沓掛町一丁目21-21 6 6 231 呉竹総合支援学校 伏見区桃山福島太夫北町52 4 4 232 桃陽総合支援学校 伏見区深草大亀谷岩山町48-1 4 4 233 京都工学院高等学校 伏見区深草西出山町23 1 3 3 234 西京高等学校 中京区西ノ京東中合町1 235 京都堀川音楽高等学校 中京区油小路通御池押油小路町238-1 3 236 堀川高等学校 中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622-2 3 237 美術工芸高等学校 下京区川端町15 1 1 238 日吉ケ丘高等学校 東山区今熊野悲田院山町5-22 2 2 2 239 |紫野高等学校 |北区紫野大徳寺町22 2 240 開建高等学校 南区唐橋大宮尻町22 7 241 京都奏和高等学校 伏見区深草鈴塚町13 2 242 北区上賀茂烏帽子ケ垣内町1 1 1 上賀茂幼稚園 243 京極幼稚園 上京区塔ノ段薮ノ下町428 1 1 244 みつば幼稚園 上京区小川通今出川下る針屋町370 1 245 | 待賢幼稚園 上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1 1 1 246 乾隆幼稚園 上京区寺ノ内通千本東入1丁目下る姥ケ寺之前町919-3 1 247 翔鸞幼稚園 上京区御前通今出川上る鳥居前町671 1 1 248 中京もえぎ幼稚園 中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1 2 2 249 楊梅幼稚園 下京区醒ケ井通松原下る篠屋町59 1 1 250 左京区岩倉忠在地町221 1 1 明徳幼稚園 251 1 1 右京区西院下花田町34 西院幼稚園 伏見区下板橋町610 252 |伏見板橋幼稚園 1 1 1 1 253 |伏見南浜幼稚園 伏見区丹後町142 254 |伏見住吉幼稚園 伏見区中之町478 1 1 255 深草幼稚園 伏見区深草西出町64 1 1 伏見区竹田桶ノ井町8-2 1 256 竹田幼稚園 1 中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595-3 257 3 教職員人事課 11 大同生命京都ビルフ階 京都市中京区(詳細は落札後に開示) 258 学校事務支援室 17 0 ※予備機 3月以降納品可 合計 310 314